

「BA. 5対策強化宣言」の主な追加・変更点

○実施区域

愛知県全域

○実施期間の延長

実施期間：8月5日(金)～8月31日(水)

延長期間：9月1日(木)～9月30日(金)

Ⅲ.その他のお願い

⑯ 医療機関等の負担軽減に向けた対応（項目新設）

【記載箇所の変更】（「県民の皆様へのお願い」から移動）

- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診すること。

軽症又は無症状で感染の疑いがある方など、緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等に受診すること。

- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみとすること。

【追加】

- 医療機関・保健所からの証明書等の取得について事業者等は以下のことに配慮
 - ・従業員、学生等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際に、事業所や学校等は、従業員等から医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。
 - ・感染した又は濃厚接触者となった従業員等が、療養期間又は待機期間を経過した後に、職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。
 - ・従業員等以外(顧客や来訪者など)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、医療機関や保健所から発行された療養証明書の提出を求めないこと。
 - ・証明を求める必要がある場合も、真に必要な限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果や、My HER-SYSで取得した療養証明書等により確認すること。